

平成 3 1 年 3 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 1 号

平成31年度射水市一般会計予算

議案第 2 号

平成31年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 号

平成31年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 4 号

平成31年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 5 号

平成31年度射水市水道事業会計予算

議案第 6 号

平成31年度射水市下水道事業会計予算

議案第 7 号

平成31年度射水市病院事業会計予算

議案第 8 号

平成30年度射水市一般会計補正予算（第5号）

議案第 9 号

平成30年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第10号

平成30年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号

平成30年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号

平成30年度射水市下水道事業会計補正予算（第3号）

以上12議案については、別途説明につき説明省略

議案第 13 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (説 明)

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が引き上げられることから、使用料、手数料等（以下「使用料等」という。）について、平成 31 年度当初予算案を踏まえ、消費税等相当額を転嫁した額に改正するため、関係条例の規定の整備を行うもの。

1 改正概要及び算定方法

(1) 消費税等の税率の改正

区分\適用開始日	現 行	平成 31 年 10 月 1 日
消費税率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7%	2.2%
合 計	8.0%	10.0%

(2) 消費税等を使用料等へ転嫁することの基本的な考え方

消費税法上非課税となるものを除き、市が事業者として対価を得て行う「資産の譲渡」、「資産の貸付け」及び「役務の提供」については、課税対象となることから、「税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」とした総務省通知を踏まえ、使用料等（「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、先に検証・改定を行った公の施設の使用料等を除く。）へ転嫁するための適切な措置を講ずるもの。

(3) 使用料等の改正

ア 外税表示としている使用料等については、その乗率を「1.10（又は100分の110）」とする。

イ 内税表示としている使用料等については、現行の使用料等の額を基に、消費税等の税率引上げに対応した額を算出し、新たな使用料等の額として定める。

算出における計算式については、次のとおりとする。

【計算式】 現行の使用料等の額 ÷ 1.08 × 1.10

ウ 使用料等の改正に伴う端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う必要があることから、消費税等の転嫁によって10円未満の端数を生じた場合については、原則としてこれを四捨五入するものとする。

(4) 改正後の使用料等の適用及び経過措置

法令に特別の定めがある使用料等については、当該法令に則った経過措置を設けるほか、施行日以後の使用料等にあつては、原則として新税率10%を適用した額とする。ただし、施行日前に許可をし、当該許可の際に前納すべきとされているもの等については、経過措置の規定により、現行の8%を適用した額とする。

2 関係条例

No.	条 例 名	所 管 課
1	射水市行政財産使用条例	管財契約課
2	射水市法定外公共物管理条例	
3	射水市営駐車場条例	生活安全課
4	射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	環境課
5	射水市衛生センター条例	
6	クリーンピア射水温浴施設条例	
7	射水市営墓地条例	
8	射水市道路占用料条例	用地・河川管理課
9	射水市農業集落排水処理施設条例	上下水道業務課
10	射水市水道事業給水条例	
11	射水市下水道条例	
12	射水市民病院使用料及び手数料条例	(市民病院) 経営管理課

3 施行期日

平成31年10月1日

【参考】消費税等の税率引上げに伴う条例改正に加え、他の改正を併せて行う条例

- ・ 射水市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第14号

射水市小杉駅南口駅舎条例の制定について

(説明)

小杉駅南口における改札業務をあいの風とやま鉄道株式会社に移管することに伴い、射水市サービスセンター条例（平成18年射水市条例第4号）を廃止し、同施設については、従来どおり鉄道利用者の利便を図ることを目的として、新たに設置条例を制定するもの（公の施設の設置及び管理＝地方自治法第244条の2第1項）。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 名称及び位置

第3条 禁止行為

第4条 利用の制限

第5条 損害賠償

第6条 委任

2 関連条例

射水市サービスセンター条例

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第15号

射水市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

(説明)

中小企業・小規模企業が本市の経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上を図るとともに、その振興等に関する基本理念、市、中小企業者、関係団体等の責務及び役割並びに施策に関する基本方針等の基本的事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 中小企業者等の努力

第6条 中小企業に関する団体及び地域金融機関の役割

第7条 大企業者の役割

第8条 教育機関の役割

第9条 市民の理解と協力

第10条 基本方針

第11条 射水市中小企業・小規模企業振興会議

第12条 組織

第13条 会長及び副会長

第14条 会議

第15条 財政上の措置

第16条 委任

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第16号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(説明)

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制において時間外労働に関する上限規制等が導入されることに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 時間外勤務を命ずることができる上限時間について、規則で定める旨を明記するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第17号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(説明)

職員の特殊勤務手当の支給に関し、国、県及び他市の状況を踏まえ、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

特殊勤務手当のうち、看護師に対する夜間看護手当について、深夜における勤務時間に
応じ、150円～250円引上げを行うもの。

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第 18 号

射水市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

(説 明)

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく自己啓発等休業に係る大学等教育施設については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定を一部引用しており、同法の改正により引用条項の項番号が繰り下げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 19 号

射水市手数料条例の一部改正について

(説 明)

マイナンバーカードの交付率の向上及びコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（午前 6 時 30 分から午後 11 時まで利用可能）を利用した証明書の交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の推進を図るため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

マイナンバーカードを利用し、コンビニ交付で取り扱う証明書について、当該交付サービスにより交付を受ける場合にあっては、1 通又は 1 件当たり 150 円免除するもの。

2 施行期日

平成 31 年 7 月 1 日

議案第 20 号

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(説 明)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

近年の社会情勢を踏まえ、同法に基づく災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付利率、保証人及び償還方法について、被災者支援の充実を図る観点から、次のとおり改正するもの。

- (1) 資金の貸付利率について、「年 3 パーセント」としているところ、法の改正に準じ、「年 3 パーセント以内で市長が規則で定める率」とするもの。
- (2) 資金の貸付けを受けようとする場合の保証人について、原則、保証人を要することとしつつ、令の改正を勘案し、保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮した貸付けが行えるようにするもの。
- (3) 借受人の償還を容易とし、市の確実な債権回収のため、償還方法を見直すもの。
- (4) その他規定の整備を行うもの（字句及び引用条項の改正）。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（貸付利率及び保証人に関する規定については、条例の施行日以後に生じた災害から適用する。）

(参考)

「災害援護資金」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害が発生した場合に、市が被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、350 万円を限度として、貸付けを行うもの。

議案第 21 号

射水市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

(説 明)

幼児及び児童に係る医療費助成の現物給付（医療を受けた保険医療機関等に当該医療費を支払うことにより助成する方法をいう。以下同じ。）の対象範囲について、高度で専門的な小児医療を行っている富山市内の保険医療機関 3 か所を新たに追加することにより、子育て世帯の利便性向上を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

幼児及び児童に係る医療費助成の現物給付の対象範囲について、次のとおり拡大するもの。

区 分	現 行	改 正 案	備 考
対象範囲	射水市、高岡市、氷見市、 砺波市、小矢部市及び南砺 市の区域に在る保険医療 機関	射水市、高岡市、氷見市、 砺波市、小矢部市及び南砺 市の区域に在る保険医療 機関並びに <u>別に市長が契 約、協定等を締結した保険 医療機関（※）</u>	下線部を新たに 追加するもの。

※平成 31 年 4 月 1 日から追加する保険医療機関

- (1) 富山大学附属病院 富山市杉谷 2 6 3 0 番地
- (2) 富山県立中央病院 富山市西長江 2 丁目 2 番 7 8 号
- (3) 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 富山市下飯野 3 6 番地

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 22 号

射水市企業立地推進条例の一部改正について

(説 明)

本市特定地域（稲積リバーサイドパーク、小杉インターパーク、大島企業団地、七美工業団地及び広上工業団地をいう。以下同じ。）における企業立地奨励事業の助成対象経費を拡充することにより、企業立地の推進を図るため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本条例に基づく企業立地奨励事業のうち、県助成金の適用外となる場合であって、特定地域において工場等を新設又は拡張した場合の助成対象経費に用地の取得に要する経費を追加し、助成要件を拡充するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 23 号

射水市営土地改良事業及び農地、農業用施設災害復旧事業の経費の賦課徴収条例の一部改正について

(説 明)

近年、豪雨、台風等により農地及び農業用施設に対する小規模な被害が多発している状況を踏まえ、本条例において、これらの災害復旧に伴う対象事業を拡充することにより、被災農家の負担軽減及び地域農業の維持・保全を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 「農地及び農業用施設災害復旧事業」の定義に、市単独の災害復旧事業に係る規定を追加し、当該事業に係る受益者分担金について、国又は県補助事業と同等の取扱いとすることができるようにするもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（題名及び字句の改正）。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 24 号

射水市都市公園条例の一部改正について

(説 明)

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。）の一部改正、大島中央公園屋内遊具場の開設並びに消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 政令の一部改正により、都市公園に設ける運動施設の割合（以下「運動施設率」という。）の上限について、政令において参酌基準とされたことに伴い、市の実情に応じて当該割合の上限に関する規定を追加するもの。

都市公園の運動施設率は 100 分の 50 とする。ただし、パークゴルフ場を設ける場合は、100 分の 80 とする。この場合において、パークゴルフ場を除く運動施設率の上限は 100 分の 50 とする。

- (2) 大島中央公園屋内遊具場の開設に伴い、同施設の供用日、供用時間等の規定を追加するもの。

施設の名称	位置	供用日	供用時間
大島中央公園 屋内遊具場	射水市新開発 424 番地	1 月 4 日から 12 月 28 日までの日	午前 9 時から午後 5 時まで

- (3) 平成 31 年 10 月 1 日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、規定の整備を行うもの。
- (4) その他規定の整備を行うもの（字句及び引用条項の改正）。

2 施行期日

- (1) 1(1)及び(4)に係る改正規定 条例公布の日
- (2) 1(2)に係る改正規定 平成 31 年 4 月 1 日
- (3) 1(3)に係る改正規定 平成 31 年 10 月 1 日

議案第 25 号

射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

(説 明)

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号。以下「学校教育法改正法」という。）の施行による水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

学校教育法改正法の施行に伴い、平成 31 年 4 月 1 日から実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられ、専門職大学の前期課程を修了した者については、短期大学士（専門職）の学位が授与されることから、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、当該課程を修了した者を追加するもの。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 26 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号。以下「学校教育法改正法」という。）の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

学校教育法改正法の施行に伴い、平成 31 年 4 月 1 日から実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられ、専門職大学の前期課程を修了した者については、短期大学士（専門職）の学位が授与されることから、放課後児童支援員の資格要件に、当該課程を修了した者を追加するもの。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 27 号

射水市老人福祉センター条例の廃止について

(説 明)

射水市足洗老人福祉センターは、同敷地及び温泉資源について、民間事業者への売却協議が整ったことに伴い、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止するため、条例を廃止するもの。

施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

議案第 28 号

市有財産の無償譲渡について

(説 明)

射水万葉苑デイサービスセンターは、社会福祉法人射水万葉会が借受法人として運営し、市は当該施設及びその土地を無償貸与してきたところであるが、現在のサービス体制の維持及び同法人の今後の安定的な事業運営に資するため、次の市有財産を無償譲渡するもの（地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号）。

譲渡財産	譲渡の相手方	譲渡の時期
(1) 射水万葉苑デイサービスセンター 建物及び附帯設備一式 所在 射水市朴木 2 1 2 番地 1 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 433.00㎡	射水市朴木 2 1 1 番地 1 社会福祉法人射水万葉会 理事長 矢野 道三	平成 31 年 7 月 1 日
(2) 車庫 建物及び附帯設備一式 所在 射水市朴木 2 1 2 番地 2 構造 鉄骨造 平屋建 延床面積 41.76㎡		

議案第 29 号

字の区域の変更及び廃止について

(説 明)

射水市小杉インターパーク第二地区土地区画整理事業に伴う換地処分のため、字の区域を変更し、及び廃止する必要が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

施行日 換地処分の公告があった日の翌日

〈地籍調書〉

1 字の区域の変更に関するもの

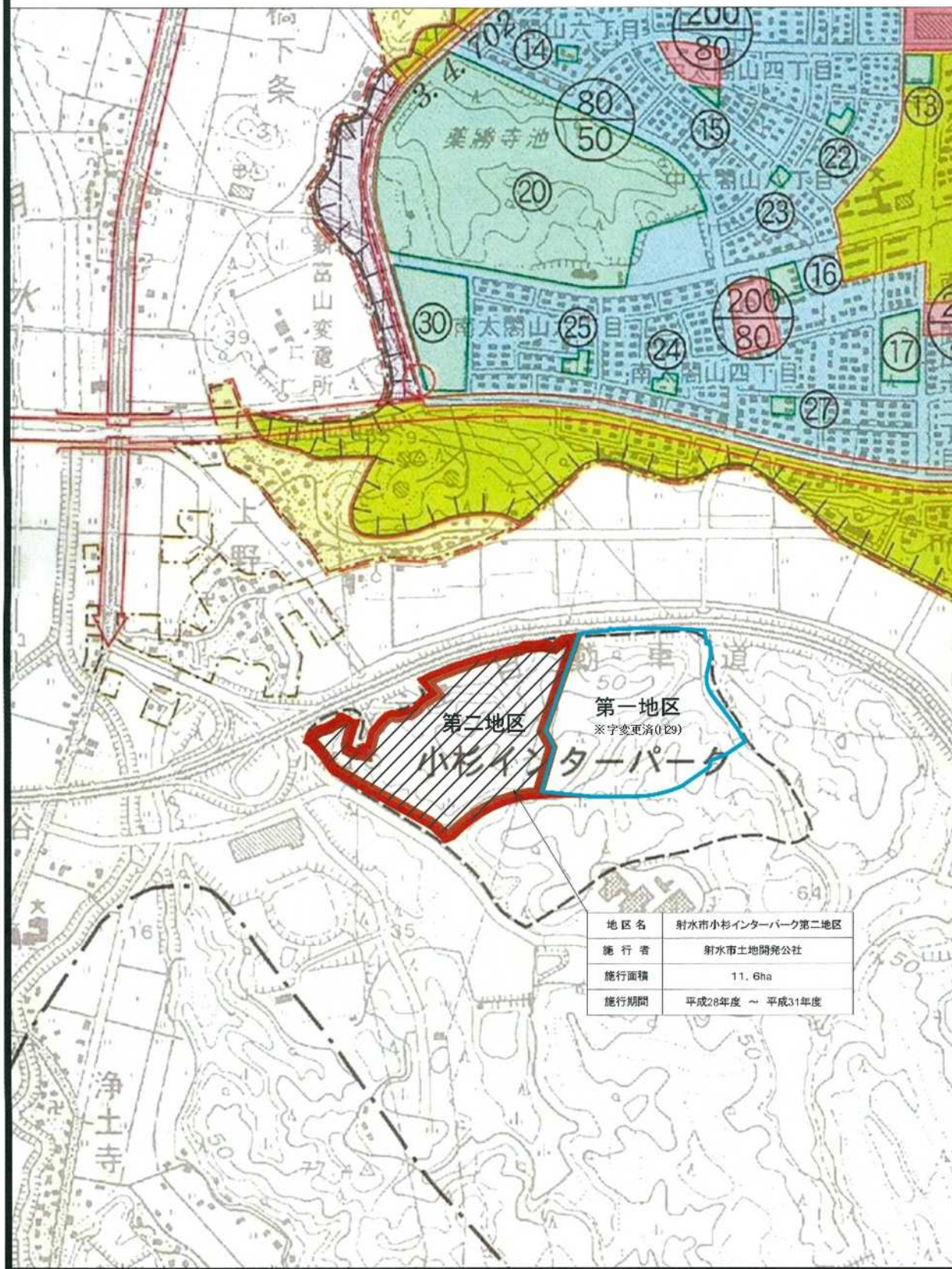
市町村名	大字名	字名	筆数	地積（㎡）	備 考
射水市	入会地	水蔵場	22	54,453	上野に編入
		天池	7	17,993	上野に編入
計			29	72,446	

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積（㎡）	備 考
射水市	上野	瀧谷	11	1,503.00	
		竹腰	5	703.86	
計			16	2,206.86	

射水市小杉インターパーク第二地区土地区画整理事業 施行地区位置図

SCALE=1:10,000



SCALE=1:2,000



議案第30号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
庄西コミュニティセンター	庄西地域振興会 射水市庄西町一丁目17番48号 会長 佐野 幸弘
海老江コミュニティセンター	海老江地域振興会 射水市海老江1082番地 会長 矢後 昭男
七美コミュニティセンター	七美地域振興会 射水市七美1258番地 会長 奥多 敏雄
黒河コミュニティセンター	黒河地域振興会 射水市黒河3106番地 会長 寺越 眸
太閤山コミュニティセンター	太閤山地域振興会 射水市太閤山8丁目4番地1 会長 坂又 國昭
中太閤山コミュニティセンター	中太閤山まちづくり地域振興会 射水市中太閤山19丁目1番地 会長 山本 満夫

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで（3年間）

3 団体の概要等

(1) 団体の概要及び過去の実績

団体の名称	団体の概要及び過去の実績
庄西地域振興会	・団体の概要 庄西地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、庄西地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、庄西地域振興会は、現在の庄西コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 ・過去の実績 庄西コミュニティセンター 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
海老江地域振興会	・団体の概要 海老江地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、海老江地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、海老江地域振興会は、現在の海老江コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 ・過去の実績 海老江コミュニティセンター 平成25年4月1日から平成31年3月31日まで

団体の名称	団体の概要及び過去の実績
七美地域振興会	・団体の概要 七美地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、七美地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、七美地域振興会は、現在の七美コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 ・過去の実績 七美コミュニティセンター 平成25年4月1日から平成31年3月31日まで
黒河地域振興会	・団体の概要 黒河地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、黒河地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、黒河地域振興会は、現在の黒河コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 ・過去の実績 黒河コミュニティセンター 平成25年4月1日から平成31年3月31日まで

団体の名称	団体の概要及び過去の実績
太閤山地域振興会	・団体の概要 太閤山地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、太閤山地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、太閤山地域振興会は、現在の太閤山コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 ・過去の実績 太閤山コミュニティセンター 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
中太閤山まちづくり地域振興会	・団体の概要 中太閤山まちづくり地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、中太閤山地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、中太閤山まちづくり地域振興会は、現在の中太閤山コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 ・過去の実績 中太閤山コミュニティセンター 平成25年4月1日から平成31年3月31日まで

(2) 指定期間の設定理由

指定管理期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

(3) 指定管理の内容

- ア コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- イ コミュニティセンターの利用の承認に関すること。
- ウ コミュニティセンターの利用料金に関すること。

議案第 31 号

指定管理者の指定の期間の変更について

(説 明)

平成 29 年 3 月 17 日に議決された下村コミュニティセンターの指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

1 変更内容

指定の期間

(変更前) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(変更後) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 変更理由

当施設の改築工事を行うため、指定管理者の指定の期間を平成 31 年 3 月 31 日までに変更するもの。